

医療制度改革との関連について ～ 各計画の策定に向けた都道府県の今後の主な動き等 ～

今般の医療制度改革では、医療費適正化や、よりよい医療提供体制の確立等を図るため、医療計画、健康増進計画の見直し等が行われることとなった。がん対策は地域の医療対策の一環として実施するものであり、医療計画中にはがん医療の提供体制についても記載されることとされている。また、健康増進計画中にはがん検診受診者数や喫煙率の記載が予定されている。がん対策の推進にあたってはこれらの計画との整合性をとることが必要である。

	健康増進計画	医療計画	がん対策推進基本計画 都道府県がん対策推進計画
18年度 ～12月	<p>(6月)</p> <p>○国が都道府県健康増進計画改定ガイドライン(暫定版)を公表。同ガイドラインにおいて、<u>がん検診受診者数と喫煙率が、計画に位置付けるべき目標項目として示された。</u></p> <p>(11月)</p> <p>○国が示す都道府県健康・栄養調査マニュアルを活用し、地域の実態を踏まえた目標設定のための調査(都道府県健康・栄養調査)の実施</p>	<p>(2月)</p> <p>○国が新しい医療計画作成ガイドラインを公表。同ガイドラインにおいて脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病とともに、<u>がんが、都道府県が、医療連携体制の構築を図るべき疾病として示された。</u></p> <p>(10～12月)</p> <p>○医療機能調査の実施</p>	
1～3月	<p>○関係者の役割分担・連携促進を行うための地域・職域連携推進協議会の設置及び運営</p> <p>(3月)</p> <p>○国が健康増進計画改定ガイドライン(確定版)を提示。</p>	<p>○医療機能調査結果の分析</p> <p>○医療連携体制の構築に向けた圏域ごとの関係者による協議の開始</p>	
19年度 4～9月	<p>○国が示す基本方針及び都道府県健康増進計画改定ガイドライン(確定版)を基に健康増進計画の改定作業の開始</p>		<p>○がん対策基本法施行</p> <p>○がん対策推進協議会の設置</p> <p>○がん対策推進基本計画策定作業の開始</p> <p>○がん対策推進基本計画策定(閣議決定)</p>
10～3月	<p>○地域・職域連携推進協議会において、各実施主体ごとの計画案を踏まえた目標等の決定、役割分担、連携方策の議論</p>	<p>(初秋)</p> <p>○医療連携体制についての協議終了</p> <p>○計画に位置づける目標値の設定、達成方策の検討</p>	<p>○都道府県がん対策推進計画の策定に向けた検討</p>
20年度 4月	<p>○健康増進計画の改定</p>	<p>○新たな医療計画の策定</p>	<p>○都道府県がん対策推進計画の策定</p>